

平成14年3月11日

会員 各位

つつじが丘統一自治会
会長

第27回 つつじが丘統一自治会定時総会開催のご案内

桜便りが待ち遠しい今日この頃、会員各位におかれましては、益々ご健勝の事と心からお喜び申し上げます。

さて、**第27回つつじが丘自治会定時総会**を下記要領にて開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、多数ご出席賜りますようご案内いたします。

記

1. 開催日時 平成14年4月7日（日） 午前9時30分～12時
2. 開催場所 つつじが丘ふれあいセンター
3. 議 題 **議案第1号 平成13年度会務報告並びに決算報告の件**
議案第2号 規約改正の件
議案第3号 平成14年度活動方針（案）の件
議案第4号 平成14年度予算（案）の件
議案第5号 平成14年度役員改選の件

その他

- * 会場準備の都合上、総会への出欠を別添用紙にて平成14年3月21日までに、各班班長宛てご提出ください。なお、欠席の場合は、委任状も併せてご提出ください。
- * 今年度は、規約改正があり、審議時間が長引くことが予測されますので、総会資料添付の規約改正案の全文をご一読の上、ご意見をもつてご出席ください。なお、改正部分、新設部分は、太字、アンダーラインで明示してあります。

平成13年度 つつじが丘統一自治会会務報告

【総括】

21世紀の幕開けと共に、希望に満ちた新世紀を迎えられることが期待されましたが、アメリカにおける同時多発テロをはじめ、狂牛病、未曾有の失業率、金融危機等々、政治・経済何をとっても明るい話題の無い1年間でありました。

つつじが丘自治会も発足以来4半世紀が過ぎ、会員（世帯数）の増加はもとより、その年齢構成も大きく変化し、ご多分にもれず少子高齢化の傾向が顕著になってまいりました。つつじが丘自治会が抱える問題点もそれに伴い、自ずと質的な変化をしてまいりました。平成13年度の定時総会において、これらの問題点を総括し、つつじが丘自治会の抱える緊急課題として「少子高齢化に対応する組織のあり方。」をテーマとして、組織等諮問委員会の設置が承認され、今年度4月から10月の6ヶ月間をかけ一般公募による諮問委員各位により「組織等諮問委員会答申書」を取りまとめていただきました。

それと並行し、今年度は、諸行事のあり方に関し問題提起し、そのあり方を実験的に試行してまいりました。

一方で福祉のあるべき方向性を模索するべく、昨年発足した「ボランティアハウスいこのつつじ」のカリキュラムの充実、近隣ケアグループと自治会の協調関係の基本的な位置付けのため、近隣ケアグループの皆さんに自治会規約で規定する「認可団体」への登録をお願い致しました。

また、昨今のつつじが丘周辺の急激な環境変化に対応する総合的な環境保全のため、行政に対し積極的に働きかけ、道路整備・自然保護に関する要請を行ってまいりました。

入居戸数も1,000戸を越え、つつじが丘も完成された町となり、一見何の問題点も無いかのごとく見えますが、まだまだ多くの潜在的な問題点があります。会員各位の更なる自治会活動へのご理解とご協力をお願いし、以下各項目に亘り会務報告を致します。

1. 「組織等諮問委員会答申書」の骨子

① 諸行事の存否について

自治会主催行事について

- | | | |
|---------|---|----|
| * 団地内清掃 | } | 存続 |
| * 防災訓練 | | |
| * 盆踊り | | 存続 |
| * 市民文化展 | | 廃止 |

まちづくり協議会主催行事について

- | | |
|---------|----------------|
| * 新春の集い | 存続 |
| * 市民清掃 | 存続 |
| * 夏まつり | 条件付存続 |
| * 市民運動会 | 現行スタイル
では廃止 |

- ② 専門委員会について
現行の防災・環境・文体・福祉の4専門委員会のうち、福祉委員会についてのみを残し、他の3専門部は廃止し組織変更する。
- ③ 単位自治会（各町内を指す）の役員・委員体制
自治会長1名、副会長2名、福祉委員1名の4名体制（現行6名）とする。ただし、統一自治会長を出す単位自治会は、自治会長代行を1名加える。
- ④ 行政関連組織の役職の扱い
- * 社会福祉協議会八木山支部長、体育振興会支部長・・・・・・統一自治会長が兼務
 - * 社会福祉協議会、体育振興会、青少年育成の各推進委員（指導員）・・・・・・各単位自治会副会長が各々兼務
- ⑤ 会計問題
- * 単位自治会への「助成金」は、目的意識を明確にするため「運営費」と改める。
 - * 自治会基金のペイオフ危険回避の扱い
平成14年4月1日から実施される、預金保険機構のペイオフ対応として、現在中央三井に預託している元本2,400万円を2ないし3分割（1口座1,000万円規模）し危険回避を図る。
 - * 災害危険準備金の扱い
一定の役割を終了したと思われるので、その扱いについて検討する。
- ⑥ 公的施設の管理運営
ふれあいセンターの維持管理費が自治会経費の約10%を占め、自治会経費を圧迫している現状を踏まえ、福祉関連団体への「無料開放」は慎重に見直す。

以上が「組織等諮問委員会」の答申の骨子となります。なお、役員体制の提言に関連し、自治会規約の改正案をはじめとして、規約変更に伴う諸規定の改定案も付帯資料として答申いただきました。当該答申書は13年度の役員会で承認され、答申書に沿って平成14年度の活動方針案として提案し、本定時総会においてご審議いただくこととなります。

2. 専門委員会の活動に関して

- ① 環境政策について
- * **定例の公園清掃、団地内清掃**は各単位自治会の活動として定着し会員の積極的な参加のもと整然と実施された。今年度は団地内清掃で問題となっていた法面の草刈について高齢化が進行してきて作業に危険性が伴うことを考慮し行政に要請し、市が実施するよう要望し8丁目の法面、3丁目の法面については成果があった。7丁目の法面については同様の要請を出し、来年度以降の実行が期待される。
 - * **市民清掃**は、まちづくり協議会の行事として松が丘と共有する公有地を共同で実施し一定の成果を上げた。

- * 毎年総会の席上でも問題にされる「犬の糞」の処理については、自治会としてはその取締り等には一定の限界がある為、折りに触れ会員の「モラル向上」を訴えてきたが成果は芳しくなく、現状打破にはならなかった。引き続き「会員のモラル」に訴え環境美化に努めたい。会員各位の自覚に期待する。
- * 空地の草刈についても、例年どおり実施した。90%以上の入居が完了し空地も少なくなってきたが、不在地主の協力の得られない区画もあり、その部分については、単位自治会のボランティアの協力で実施した。また、行政にも要請し不在地主への説得を並行して行った。
- * 公園用地の一部をパブリックスペースとして利用し、ゴミステーションを造ることが可能になったが、費用負担が自治会となるため今年度は実施できなかった。会員の要望が強ければ、来年度以降の検討課題としたい。
- * その他、各単位自治会の協力を得て公園の立ち枯れ樹木の伐採、遊具の整備等を実施すると共に、一部ボランティアの協力の下花壇整備を実施した。

② 防災政策について

* 交通安全対策について

- ① 昨年度の総会において提案された「8丁目の南を東西に横切る道路と八木山通の交差点への一旦停止標識の設置要望」につき、当局へ要請を出したが、危険度の優先順位から一旦停止の交通標識は設置されなかった。それを受け、市へ道路標示、カーブミラーの設置を要請し設置され一定の成果があった。
- ② 同じく総会席上で提案された「違法駐車の排除」については、自治会としては、取締り等の強権は無い為、これも「会員のモラル」に訴えるほか方法が無く、駐車実態の定期的な調査を実施しその実態を数値化し各班回覧で訴え会員の自覚を促したが、その実態は一進一退で根本的な解決はできなかった。そんな折、当局から申し出があり、つつじが丘地域で、他の団地との公平性のため夜間駐車の実施することとなったが、重大事件が重なり人員不足のため現在のところ実施にいたっていない。

ただ、自治会としては公権力にゆだね取り締まりを実施することは簡単であるが、その時だけ問題解決するが根本的な解決にはならないことから。引き続き「会員のモラル向上」を訴えてゆきたい。

③ 周辺道路の交通渋滞及び安全対策について

- イ. 国道21号から鵜沼宿駅間の降雨時の車両による水はねについては、通勤通学路として多くの会員が利用し被害にあっているため、会員の要請に沿って西町自治会と連名で市に改修要請書を提出した。
- ロ. 旧21号から大安寺に至る東海自然歩道は、車道と歩道の区別が無く道路幅も狭いため、歩行者にとっては真に危険である。特にハロー、ビッグワンが移転してからこの道路の利用が多くなり潜在的な事故発生の危険性

が高まっている。この道路に関しては、西町自治会も通過交通の増加の被害を受けているため、「歩道の敷設と道路の拡幅」を連名で市に要請書を提出した。

ハ、旧国道21号、21号バイパス間（ハッピー東側道路）の交通渋滞が激しく、生活道路として利用するつつじが丘住民には重大問題である。このことに関しては、市長と語る会に「右折車線の敷設と歩道の完備及び交通規制の実施」を提案し、幸いにも提案が採用され近い将来実現の可能性がある。

* **街路灯の維持管理について**

防犯上の観点からこれの維持管理については今年度も定期的実施した。ただ既設の器具が老朽化し取り替え個所が多くなり、電気料金より器具の取り替え蛍光管の交換費用が多くなり、自治会財政の約10%を占めるに至り、今後の状況によっては自治会財政を圧迫する要素となる危険性がある。この点につき来年度以降の課題として適正設置規模の再検討等が必要になる。

* **防災訓練について**

今年度も春秋の2回計画通り実施された。残念ながら一般会員の関心が薄く新役員、班長中心の活動となった。東海地震、南海地震の発生の可能性が新聞報道等で指摘され、いざと言うときには重要な訓練と思われます。防災訓練の中心となる現行防護団組織が実態と乖離し機能していないことも、その一因と思われるため、来年度以降防護団組織の改変が必要である。

また、防災訓練と関連し、高齢化が進行し各家庭における緊急事態に備え「救命救急講習」の必要性が高まってきました。今年度も講習を実施いたしましたが、来年度以降は会員動向を調査し、講習回数を増やす等の施策が望まれます。

③ **文化体育政策について**

今年度は、行事のあり方の見直しを重要テーマとして以下取り組みました。

- * **盆踊り**については、役員負担軽減を図るため班長会議を通し会員の意見を反映させる中で、従来の2日間の実施を1日に短縮し実施した。会員の感想もおおむね好意的な意見が多く一定の成果を上げられたのではないかと思います。来年度の課題として30年近くが経過し、つつじが丘が実家となり盆に帰省する子供、孫が参加でき名実ともに故郷の行事として定着するよう日程変更（旧盆前後）の検討をする時機に差し掛かっていることを示唆し、来年度の課題としたい。
- * **市民文化展**については、今年度は各種同好会が主催者となり自治会が後援するという形式の開催を試みたが、各種同好会の独自活動が定着し、各々独自の発表会や展示会を開催しているため市民展への出品そのものにあまり意味がなくなっていることと、ふれあいセンターが展示場としてあまり相応しい会場ではないと

の指摘があり、従来どおりの開催となった。諮問委員会の答申書は市民展は所期の目的を達成し、各種同好会が独立して活動していることも考慮し廃止の方向性を示唆しているため、その趣旨に沿って廃止してもいいのではないかと。

- * 市民運動会については、「役員と小学生の運動会」といわれて久しいが、まちづくり協議会の3大行事の1つとして定着し今日に至っている。年々小学生の数も減少し、平成13年度の小学生の数は285名となり一時期の半以下となり、来年度はさらに減少し270名となります。小学生の減少と共に一般参加者が減少し、運動会によって地域住民の交流を図るといった初期の目的は空文化しているやに思われます。今年度は、実施内容の検討をまちづくり協議会のなかで行いましたが、松が丘との意見調整もあり、半日実施という妥協案で実施することになりました。来年度は、諮問委員会の答申書の提言に従いそのあり方について根本的に検討し改廃を検討することとします。
- * 今年度は、認可団体主催の行事開催について新しい試みをし、その一つとして女性会主催の行事を通し実施しました。「ちょっと素適な立ち居振舞い」、「音楽とワインの夕べ」の2行事を女性会独自で企画し、多くの一般会員の参加を募り、つつじが丘の文化行事として位置付け自治会が後援する形式で実施していただきました。「音楽とワインの夕べ」には、有料にもかかわらず、80名あまりの一般会員が参加され、一定の成果があがったものと思います。つつじが丘には多くの同好会がありそれぞれの活躍をされておりますが、文化体育の行事についてはこのような同好会の協力を得つつ実施する方向が来年度以降期待されます。

④ 福祉政策について

少子高齢化現象の進行に伴い、福祉政策はつつじが丘自治会の緊急かつ重要な政策であることは申すまでもありません。福祉は行政の専権事項で自治会活動とはなじまない等の意見も聞かれますが、近い将来（此处5年くらいで）つつじが丘も高齢化率が20%を超えることが予測されそのまま放置することはできません。

今年度は、上記の実情を踏まえ下記事項を中心テーマとして活動いたしました。

- * 「ボランティアハウスいこいのつつじ」については、昨年の活動実績をより確実な活動として定着させるため、カリキュラム内容の充実、ボランティアの確保と定着化を目標として活動いたしました。現在いこいのつつじ登録会員56名、ボランティア37名という人数で毎週金曜日に月4回食事の提供と各種講座を組み合わせて運営されております。今後高齢化の進行と共に登録者の数も増加することが予測されるため、より強固な組織として育てる必要があります。その一環として、今年度は定時総会でも提案された、「いこいのつつじのNPO化」についての勉強を始めました。今年度は、NPOとはどんな組織か、どんな運営がされるのか等の基本的な勉強で終わり、具体的な提案をするまでに至りませんでした。来年度以降は、引き続きこのテーマに取り組み、先進地の情報を収集し、「具体

的な組織をイメージ」できるようさらに論議を深める必要があります。

- * 近隣ケアグループの認可団体登録については、各単位自治会での実態把握と、地域におけるより密接なコミュニケーションの必要性から、各単位自治会のグループ代表者と懇談する中でご協力を仰ぐことになりました。近隣ケアグループがつつじが丘においてより明確な市民権を持ってご活躍いただけるものと期待いたしております。

⑤ その他

* ふれあいセンター維持管理について

イ. 管理体制の強化

ふれあいセンターの鍵の管理がずさんで、合鍵などを勝手に作製し使用している事実があったため、全て回収し管理人の管理する鍵1本で管理するよう改善した。

ロ. ピアノの設置

福祉と文化の殿堂に相応しい備品としてピアノが欲しいとの要望があり、広く会員からの寄贈を募り、その結果ピアノを設置することができた。

ハ. 設備の安全対策

ふれあいセンターの玄関の階段段差が認識しづらく、階段の段差に躓き転倒される高齢者が多かったため、段差が認識しやすいよう改善した。また、玄関の上がり框が人造大理石で雨の時など滑りやすく転倒者がいたため、滑り止めをつけた。

ニ. 防火対策

和室東側に新たに避難路を設置し、標識を設け緊急事態に対応できるよう改善した。また、消火器の設置位置の表示がみにくかったため、表示位置を改善した。

上記のような改善策を講じたが、今後利用頻度が高まれば派生して諸種の問題が出て来ることが予測される。建設後10年余が経過し、施設本体、什器備品類の老朽化も進み、更新、修理等の諸費用の高騰が予測される。そればかりか冷暖房設備を中心とした光熱費の高騰等も予測されるため、利用団体の使用料の適否を含め時間あたりの諸経費等の見直しを行い、適切な利用者負担を来年度以降の検討課題とすることを示唆しておきたい。

平成13年度会計決算報告

1. 基金の部 (単位:円)

科 目	金 額	摘 要
平成13年度基金残高	24,000,000	5月、11月基金利息一般会計へ繰入

2. 積立の部

(1) 集会所改修準備金 (単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,900,000		
一般会計より繰入	300,000		
		次年度繰越金	2,200,000
合 計	2,200,000	合 計	2,200,000

(2) 緊急災害準備金 (単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	6,400,000		
一般会計より繰入	200,000		
		次年度繰越金	6,600,000
合 計	6,600,000	合 計	6,600,000

(3) ふれあいセンター修繕準備金 (単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	1,700,000		
一般会計より繰入	300,000		
		次年度繰越金	2,000,000
合 計	2,000,000	合 計	2,000,000

(4) 福祉関係基金 (単位:円)

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	3,135,000		
一般会計より繰入	250,000		
		次年度繰越金	3,385,000
合 計	3,385,000	合 計	3,385,000

平成13年度会計決算報告

3. 収入の部 (単位:円)

科 目	予 算	収 入	摘 要
前年度繰越金	2,093,901	2,120,221	
自治会費	6,258,000	6,308,500	500円×全戸数×12ヶ月
自治会入会金	20,000	18,000	1,000円×入居戸数(18戸)
自治会基金利息	62,000	38,400	
自治委員報奨金	656,280	662,660	均等割25,000円×8=200,000円 世帯割440円×1,0 戸
広報誌配布手数料	1,047,000	1,053,500	1,000円×全戸
分別収集報奨金	313,800	315,450	300円×全戸
美しいまちづくり推進事業報奨金	188,280	189,270	180円×全戸
公園清掃報奨金	272,250	272,250	
自治会振興交付金	923,000	925,000	500円×全戸
ふれあいセンター使用料	500,000	549,810	
雑収入	15,489	15,738	預金利息他
合 計	12,350,000	12,468,799	

4. 支出の部 (単位:円)

科 目	予 算	支 出	摘 要
自治会総会費	50,000	40,950	
街路灯電気費	1,520,000	1,989,932	
電気量	820,000	891,223	
修理費	700,000	1,098,709	
事務局関係費	480,000	561,613	
事務費	350,000	417,169	
会議費	100,000	110,000	
機関誌発行費	30,000	34,444	用紙代、図書券
集会所運営費	600,000	558,537	コピー機リース代、光熱費等
各自治会助成金	2,398,900	2,405,800	2,300円×全戸数
環境対策費	270,000	181,268	
清掃対策費	80,000	134,115	
環境美化対策費	80,000	47,153	
緑化対策費	110,000	0	
防災対策費	360,000	374,956	
防災行事費	10,000	4,830	
地域防災費	150,000	170,126	
西町消防団賛助金	200,000	200,000	
文化体育費	700,000	529,141	
盆踊り関係費	600,000	451,030	
市民文化展関係費	100,000	78,111	
福祉委員会活動費	150,000	59,006	
事務局	0	150,130	自治会活動保険料
各種団体助成金	850,000	850,000	
まちづくり協議会	300,000	300,000	
子供会	290,000	290,000	
寿会	100,000	100,000	
女性会	80,000	80,000	
近隣ケア・グループ	80,000	80,000	

平成13年度会計決算報告

(単位:円)

科 目	予 算	支 出	摘 要
地 域 交 際 費	350,000	237,126	弔慰金、研修費等
ふれあいセンター運営費	1,450,000	1,430,110	
維持管理費	1,400,000	1,408,979	
備品購入費	50,000	21,131	
集会所修理準備金	300,000	300,000	
緊急災害準備金	200,000	200,000	
ふれあいセンター修繕準備金	300,000	300,000	
福祉関係基金	250,000	250,000	
予 備 費	2,121,100	5,000	
合 計	12,350,000	10,423,569	

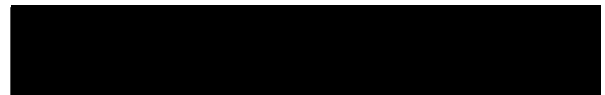
5. 平成13年度収支残高

収 入	金 額	12,468,799	円
支 出	金 額	10,423,569	円
差 引	残 高	2,045,230	円

差引残高 2,045,230 円 を次年度に繰り越します。

以上、平成13年度会計報告に誤りのないことを認めます。

平成14年3月3日 会計監査



つつじが丘統一自治会規約改正（案）

現行規約が施行されてから四半世紀が経過し、その間入居戸数の増加、会員年齢構成、家族構成等自治会を取り巻く環境が大きく変化してまいりました。そして、向こう5年間で当自治会の高齢化率も20%を超えることが予測され、一方で少子化傾向も進行し、八木山小学校の児童数も来年度は270名となり一時期の半数以下となろうとしております。このような環境変化の中、我々の「憲法」である自治会規約が旧態依然のまままで今日に至っております。

平成13年度自治会総会において、この環境変化に対応すべく「組織等諮問委員会」の設置が承認され、自治会より以下の事項につき諮問委員会に答申いたしました。

1. 入居戸数の増加、会員の年齢構成、家族構成等の変化に対応できる自治会活動の一般的な見直し。
2. 現行規約、行事、組織等にとられることなく、少子高齢化に対応可能な自治会のありかた。
3. 各単位自治会（各町内）の自主性を生かす“連邦組織”の可能性。
4. 少人数役員体制での効率的な組織形態。
5. 主催行事（まちづくり協議会主催を含む）の見直し。
6. 地域諸団体と自治会の関連性を明確にする組織。

上記項目を踏まえ、自治会規約改正案の答申をいただき、役員会で審議決定し「つつじが丘統一自治会規約の改正」を提案いたします。なお、改正の骨子は下記となります。

（1）自治会の構成（規約第3条にて規定）

- ① 単位自治会（町内ごとの自治会）の定義を明確化し、規約上明文化した。これにより、単位自治会の位置付と性格を定義し、単位自治会の自主性を保証することとした。
- ② 単位自治会の「連合組織」が統一自治会であることを明文化した。これにより、単位自治会と統一自治会の関連を定義した。

（2）会員の定義（規約第5条第3項にて規定）

家族構成の変化に伴い、2世帯住宅または2世帯同居等が多くなったため、会員の定義を明確に規定し、明文化した。

（3）地域諸団体との関連（規約第6条第5項にて規定）

行政関連の諸団体等（社会福祉協議会、青少年育成会議、体育振興会、近隣ケアーグループ、民生委員等）と自治会の関連性を明確にし、明文化した。

(4) 専門委員会の一部廃止に伴う手当て（規約第7条第3項、第4項に規定）

今回の規約改正の重要な変更部分であります。高齢化に伴い物理的に役員の受任が不可能であることと、役員の積極的な受任者が少なく、毎年度役員の選出には相当のエネルギーを費やすこととなり、時には選定過程で会員間の軋轢が散見される。

また、各専門部の役割も、長年のノウハウが蓄積され事業がマニュアル化されていることを考慮し、自治会事務局の機能を見直し効率的な運営を目指し、各単位自治会の役員体制を6名から4名に削減したための条文変更。

(5) 不在地主の義務（規約第9条第4項に規定）

不在地主の義務規定は無かったが、空地はさることながら、昨今は空家も目立つようになり、その管理は防災上も重要と思われるため新たに義務規定を新設した。

(6) 積立金の元本処分（第10条第6項で規定）

平成13年度総会において各種積立金の元本処分について解釈の相違から会議が紛糾した経緯があったため、その元本処分について明確にし、明文化した。積立金の額も年々高額化し、その処分規定を明確化しておいたほうが安全と思われる。

(7) 機関役員・委員（規約第17条第2項、第3項、に規定）

上記（4）の機構改定に伴う条文変更

(8) 職務規定の変更（規約第18条第5項、第6項に規定）

（4）の機構改革に伴う条文変更。

(9) 役員の任期（規約第20条第1項で規定）

現行規約では、役員の留任に関する期間規定が無かったが、役員が長期留任することで自治会活動の停滞を招く恐れのあることから、新たに規定を新設した。

(10) 役員会の構成（規約第23条で規定）

役員会が広く会員の意見を聴取し、民主的な自治会運営を目指すため従来も非公式には行われていたが、その位置付を明確にし、明文化した。

(11) 地域諸団体との関係（規約第27条第1項第3号、第2項第2号、第3号で規定）

上記（3）の地域諸団体との関連性を事務局機能として規定し、協調、協力関係を相互に保証することとした。

(12) 班代表者の機能（規約第31条第2項で規定）

役員数の削減（30%のリストラ）により、班長の役割も重要になるため、一部分言の追加をし、機能の充実を図った。

(13) 自治会費の徴収基準（規約第36条第1項、第2項で規定）

会員の定義規定に即し、条文を改定すると共に、会費の徴集基準を明確にし、明文化した。

(14) 単位自治会の会計（規約第38条、第39条、第40条で規定）

現行規約では、全く規定されておらず新たに定義する必要性があったため、単位自治会の会計を定義し明文化した。

(15) 弔慰金規定の明確化（規約第41条第1項で規定）

弔慰金については、単位自治会に助成金が支給されるようになってから、単位自治会、統一自治会がそれぞれ支給していたが、昨今高齢化が進み支給総額が増加傾向にある為、単位自治会からの支給を廃止し統一自治会からに一本化する規定を設けた。

(16) ふれあいセンターの管理運営（規約第43条で規定）

ふれあいセンターに関しては、管理運営委員会の規定を自治会規約に反映させた。

(17) 各種団体（規約第44条、第45条で規定）

現行規約には、認可団体の規定が無かった。今回の規約改正の重要ポイントとして各種団体との関連を明確化する狙いがあったため、新たに認可団体の定義、関連性を明確にし、明文化した。

以上が今回の規約改正の重要骨子であります。現行規約の文章の文言訂正等を含め規約改正を提案いたしますが、時間的な制約もあるため、今回は重要骨子を説明することで提案に変えたいと思います。

つつじが丘統一自治会規約（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、会員の自治活動を通じ、各務原市つつじが丘地内（以下「本住宅地内」と称する。）及び周辺地域の生活環境の保全及び改善を図るとともに、会員相互の親睦と連帯の向上を図り、潤いのある福祉を希求し、明るく楽しい町づくりを推進することを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、「つつじが丘統一自治会」と称する。

（構 成）

第3条 本住宅地内の各丁目ごとに自治組織の単位として自治区（以下「単位自治会」と称する。）を置き、その連合組織を「つつじが丘統一自治会」とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、各務原市つつじが丘4丁目120番地に所在する「つつじが丘集会所」に置く。

（会 員）

第5条 本会は、次の各項の会員により構成される。

1. 第1種会員

本住宅地内に居住するもの。

2. 第2種会員

本住宅地内に宅地を所有するが、居住しないもの。

3. 居住するか否かを問わず、本住宅地内に所有する1占有区画をもって1会員とする。

（事 業）

第6条 本会は、第1章第1条の目的を達成するため、次の各項の事業を行う。

1. 本住宅地内及び周辺地域の生活環境の保全及び改善。

2. 本住宅地の防火、防犯及びその他の防災に関する事項。

3. 会員の保健衛生並びに福祉に関する事項。

4. 行政機関等に対する折衝。

5. 本住宅地内及び周辺地域の公的な各種団体及び各種同好会等の活動に対する協調、助言、助成。

6. 住宅地内の公益施設の管理・運営及び保全・改善。

7. その他第1章第1条の目的達成に必要と認められる事項。但し、政治及び宗教に関する活動を除く。

(機 関)

第7条 本会は、第1章第1条の目的達成及び第1章第6条の事業遂行のため、次の各項の機関を置く。

1. 事業遂行の総括機関として統一自治会長及び統一自治会副会長を置く。
2. 事業遂行の決定及び執行機関として、本規約第5章で定める役員会を置く。
3. 各単位自治会の自治活動及び会員の動静把握のため、単位自治会長、単位自治会副会長及び班長等を置く。
4. 環境、防災、文化体育等本会の目的達成に必要な事業（以下「専門部」と言う。）の企画立案、会計、諸記録及び広報等の活動を行う機関として事務局を置く。
5. 高齢化問題等の福祉活動を推進する機関として、福祉委員会を置く。
6. 本住宅地内にある公的施設「ふれあいセンター」の管理・運営のため、ふれあいセンター管理委員会を置く。

第2章 会員の権利及び義務

(権 利)

第8条 本会会員は、次の各項の権利を有する。

1. 本会会員は、第1章第7条の各項の役員（以下「役員」と称する。）を任免することができる。
2. 本会会員は、役員に選出されることができる。
3. 本会会員は、本会の一切の活動及び会計等に関し、全ての記録を閲覧しその内容について説明を求めることができる。

(義 務)

第9条 本会会員は、次の各項の義務を負う。

1. 本会会員は、本規約を誠実に遵守しなければならない。
2. 本会会員は、本規約の目的を理解し、本規約の目的達成のため、相互に連携・協力しなければならない。
3. 本会会員は、本規約で定める会費等を遅滞なく本会に納付しなければならない。但し、第2種会員はこの限りではない。
4. 第2種会員は、本住宅地内に所有する空地・空家等を適切に管理し、周辺居住者の住環境の保全に努めなければならない。

第3章 総 会

(機 能)

第10条 総会は、本会の最高決議機関とし、全会員で構成し、次の各項に関する事項の

審議決定を行う。

1. 年間活動報告及び決算の承認に関する事項。
2. 年間活動方針及び予算の承認に関する事項。
3. 本規約の改正に関する事項。
4. 統一自治会長、統一自治会副会長、会計監査の任免に関する事項。
5. 自治会基金の元本の処分に関する事項。
6. 各種準備金・積立金の元本の処分に関する事項。但し、緊急災害準備金に関しては別途定める。
7. その他、本会の運営上必要と認める重要な事項。

(定例総会及び臨時総会)

第11条 総会は、定例総会と臨時総会がある。

1. 定例総会

定例総会は、第8章第37条に定める毎会計年度ごと、毎年4月に開催する。

2. 臨時総会

臨時総会は、第3章第10条に関する事項に関し、必要と認められるときこれを開催する。

(招集)

第12条 総会は、統一自治会長が次の各項に従い招集する。

1. 定例総会は、第3章第11条第1項の規定に従い統一自治会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は、第3章第11条第2項の規定に従い、本会会員の3分の1以上から請求があった場合、または、第5章で定める役員会が必要と認めた場合に統一自治会長がこれを招集する。
3. 総会の開催通知は、開催予定日より14日前までに行い、総会審議事項を各戸配布し、会員に周知しなければならない。

(議決権)

第13条 本会会員は、次の各項により議決権を有する。

1. 第1種会員は、第3章第10条に定める全ての事項について議決権を有する。
2. 第2種会員は、総会に出席し発言できるものとするが、第3章第10条第5項についてのみ議決権を有する。

(総会議長)

第14条 総会議長は、総会に出席した会員の中から1名を選出する。

(定足数)

第15条 総会は、第1種会員の過半数の出席により成立する。

但し、第3章第10条第5項について審議する場合は、第2種会員を含む全会員の過半数の出席により成立するものとする。なお 書面による委任状を以って出席に代えることができる。

(議 決)

第16条 総会審議事項に関する議決は、第3章第13条で定める議決権を有する出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 機関役員・委員

(定 数)

第17条 本会は、次の各項の機関役員及び委員、班長をおく。

1. 役員

統一自治会長 1名、統一自治会副会長 2名、会計監査 2名。

2. 単位自治会長・副会長

自治会長：単位自治会ごと1名、自治会副会長：単位自治会ごと2名。

但し、統一自治会長が選出された単位自治会には自治会長代行をおく。

3. 福祉委員

単位自治会ごと 1名。

4. 班長

各単位自治会は、その会員数に応じ班を設置し、各々1名の班長を置く。

(職 務)

第18条 機関役員、委員及び班長は、次の各項の任務の責を負うものとする。

1. 統一自治会長は、本会を代表し会務を總轄すると共に、単位自治会長を兼務する。

2. 統一自治会副会長は、会長を補佐し、会長が任務に支障のある場合は、その任務を代行する。また、統一自治会副会長の内1名は、事務局長を兼務する。

3. 会計監査は、当該会計年度の会計を監査する。

4. 単位自治会長は、単位自治会を代表し、単位自治会の会務を總轄する。

5. 単位自治会副会長は、会長を補佐し、会長が任務に支障ある場合は、その任務を代行する。また、本規約第6章で定める事務局の事務局員を兼務するものとする。

6. 単位自治会長代行は、単位自治会長の職務を代行する。

7. 福祉委員、班長の職務は別途定める職務分掌規定による。

(選 任)

第19条 機関役員、委員及び班長の選任は次の各項による。

1. 第4章第17条第1項の役員は、本規約第3章で定める総会において選任される。

2. 第4章第17条第2項、第3項、第4項の委員については、各単位自治会において互選により選出し、統一自治会長がこれを任命する。

なお、当該選任については、別途定める役員選出基準によるものとする。

3. 福祉委員会委員長は、社会福祉協議会福祉推進委員を兼務する。

(任期)

第20条 機関役員、委員及び班長の任期は、次による。

1. 機関役員、委員及び班長の任期は、1カ年間とする。但し、3年を限度とし再任を妨げないものとする。
2. 任期中に補充により選任された役員等の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員等は、任期が満了した時、後任者が就任するまでの間、前任者がその任務を行うものとする。

第5章 役員会

(機能)

第21条 役員会は、総会で決議された活動方針の執行並びにその他の事業計画の決定及び執行、その他本規約第1章第1条の目的を達成するために必要な事項の処理を行う。

(招集)

第22条 役員会は、次の各項に従い、統一自治会長が招集する。

1. 定例役員会

定例役員会は、原則として毎月1回開催するものとし、統一自治会長がこれを招集する。

2. 臨時役員会

臨時役員会は、役員及び委員の3分の1以上から請求のあった時、もしくは統一自治会長が必要と判断し、第5章第26条により役員会が認めた場合は、統一自治会長がこれを招集する。

(構成)

第23条 役員会の構成員は、次の各項による。但し、審議内容により統一自治会長が必要と認め、第5章第26条により役員会が承認した場合は、本条各項の構成員以外の者（以下「参考人」と言う。）を招集し、意見を聴取することができる。

1. 統一自治会長
2. 統一自治会副会長
3. 単位自治会長並びに単位自治会長代行
4. 事務局員（単位自治会副会長）
5. 福祉委員長

(議長)

第24条 役員会議長は、事務局員の中から1名を役員会にて選出し、統一自治会長がこれを任命する。

(定足数)

第25条 役員会は、第23条で定める構成員の過半数を以って成立するものとする。

(議 決)

第26条 役員会の議事は、第23条の構成員の出席した役員の過半数を以って決する。
可否同数の場合は、統一自治会長がこれを決するものとする。但し、第5章第23条で定める参考人は、議決権を持たないものとする。

第6章 事務局及び福祉委員会

(機 能)

第27条 事務局及び福祉委員会は、次の各項、各号の機能を有する。

1. 事務局

事務局は、次の各号の機能を有する。

- ① 統一自治会の環境、防災、文化体育等の年間事業計画の企画・立案及び年間活動計画の円滑な推進。
- ② 役員会、班代表者会議等から提案、付託された事項を検討・整理し、役員会に提案する。
- ③ 第12章第46条第1項で定める団体との協力・連携及び会議への出席。
- ④ 統一自治会に関する広報活動。
- ⑤ 公的施設の管理・運営。
- ⑥ その他の庶務的事項の管理・運営。

2. 福祉委員会

福祉委員会は、次の各号の機能を有する。

- ① 福祉事業に関する事業計画の企画立案及び年間活動計画の円滑な推進。
- ② 第12章第46条第1項で定める団体との協力・連携及び会議への出席。
- ③ いこいのつつじの管理・運営に関する助言・助成。
- ④ 近隣ケアグループとの連携及び助言・助成。

(招 集)

第28条 各委員の招集は、次の各項、各号による。

1. 事務局会議

事務局会議は、事務局長が必要に応じこれを招集する。

2. 福祉委員会

福祉委員会は、委員長がこれを招集する。

議 長

第29条 事務局会議、福祉委員会の議長は、各々事務局長、委員長がその任にあたるものとする。

(構成)

第30条 事務局会議、福祉委員会の構成員は、各々第4章第17条第2項及び第3項の構成員全員を以って構成する。事務局長、委員長の要請により統一自治会長その他担当役員が出席することを妨げない。

第7章 班代表者会議

(機能)

第31条 班代表者会議は、単位自治会ごとに開催するものとし、次の各項の機能を有する。但し、役員会が必要と認めた場合は、連合班代表者会議を開催することができる。

1. 班内の会員の動静を把握する。

2. 第1章第6条に定める事項につき、異議、苦情等ある場合は、班相互の意見を調整処理すると共に、第5章第21条に定める役員会に提案する。

3. 役員会で決定された事項及び行政機関等からの通達事項について班内会員に周知する。

4. その他、自治活動に必要な事項。

(招集)

第32条 班代表者会議は、次の各項により単位自治会長がこれを招集する。

1. 班代表者会議は、原則として毎月1回単位自治会長が招集する。

2. 班長の3分の1以上から開催の請求があった場合は、単位自治会長がこれを招集し臨時班代表者会議を開催することができる。

(構成)

第33条 班代表者会議の構成員は次の各項による。

1. 単位自治会の全役員及び班長又は班長の指名する代理の者。

2. 必要に応じ、第12章第46条第1項で定める代表者を構成員として加えることができる。

3. 班代表者会議構成員の中から会計、書記等の担当者を選出する。

(議長)

第34条 班代表者会議の議長は、各単位自治会副会長とする。

第8章 会 計

(経 費)

第35条 本会の経費は、第1種会員の納付する入会金及び会費、積立金・基金等の預貯金利息及びその他の収入を当てる。

(入会金及び会費)

第36条 入会金及び会費は、次の各項による。

1. 入会金は、第1章第5条第1項に定める会員あたり1,000円とし、本住宅地内に居住した時に納付する。
2. 会費は、第1章第5条第1項に定める会員あたり月額500円とし、毎月納付するものとする。

但し、月の途中で本住宅地内に入居した場合の会費は、その入居口が15日以前の場合に限りその入居当月分から納付するものとする。また、いわゆる留守家庭である場合は、日常生活用品が具備され、電気、水道、ゴミステーション等公共施設を使用し定期的な生活を営んでいる場合は、本住宅地内に居住しているものと見做し、会費を徴収するものとする。日常的に商行為等を行う店舗、事務所等を本住宅地内に所有するが本住宅地内に居住しない場合も又同じとする。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第9章 単位自治会の会計

(経 費)

第38条 各単位自治会の会計は統一自治会から交付される単位自治会運営費をもって当てる。

決算報告

第39条 各単位自治会の会計は、毎年度各単位自治会代表者会議の承認を受け各単位自治会会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第40条 単位自治会の会計年度は、第8章第37条で定める会計年度とする。

第10章 弔慰金・見舞金

(弔慰金・見舞金)

第41条 本会は、会員の死亡、災害等に対し次の各項の金員等を支給する。

1. 本住宅地内に居住する会員が死亡した場合は、統一自治会として弔慰金を支給し弔意をあらわす。弔慰金の額は役員会でこれを定める。
2. 本住宅地内に居住する会員が火災等の災害で罹災した場合、本会は見舞金等を支給する。見舞金等の額の拠出基準は別途定める。

第11章 集会所・ふれあいセンター

(集会所の管理運営)

第42条 集会所の管理運営は、次の各項による。

1. 集会所の管理運営は、本会事務局総務委員がこれにあたる。
2. 管理運営規則は別途定める。

(ふれあいセンターの管理運営)

第43条 ふれあいセンターの管理運営は、次の各項による。

1. ふれあいセンターの管理運営は、本会役員会及び各種団体の代表者で構成される管理運営委員会がこれにあたる。
2. 管理運営規則は別途定める。

第12章 各種団体

(各種団体の育成)

第44条 本会は、本規約第1章第1条の目的を達成するため本会が必要と認めた場合は、その団体の行う事業活動に対し助言助成することができる。

(各種団体の定義)

第45条 各種団体の定義は次の各項による。

1. 外郭団体

- ① 行政等公的機関の設置する団体。

社会福祉協議会、民生児童委員、体育振興会、青少年育成市民会議、鶴沼中学校PTA、八木山小学校PTA、八木山校区子供会等。

- ② 本住宅地内の複数の会員により構成され、その目的が本規約第1章第1条の目的の達成に寄与すると共に、公共の福祉に寄与する目的を以って活動する団体。

近隣ケアグループ、老人会（長寿会、寿会）、女性会等。

2. 任意団体

趣味、スポーツ等を愛好する同好の志によって構成される団体。

(認可団体)

第46条 本会は、前条第1項及び第2項の各種団体の設立主旨が本規約第1章第1条の目的達成に合致すると認められ、且つ、当該団体が助言、助成を本会に申請した場合は、本規約第5章で定める役員会の承認をもって認可団体とする。

(認可基準)

第47条 各種団体の認可基準は別途定める。

平成14年度 つつじが丘統一自治会活動方針（案）

平成13年度会務報告で報告いたしました「組織等諮問委員会答申書」にそって、下記により、「平成14年度つつじが丘統一自治会活動方針」及び「予算」の提案を致します。

1. 福祉政策について

① ボランティアハウス「いこいのつつじ」について

＊ 自治会の福祉政策の主要な施策として位置付け、サービス内容、カリキュラムの充実を図ります。

＊ NPO化の可能性の検討を継続して行います。

② キッズ・タイムの創設

現在、高齢者には「シルバー・タイム」と称し、毎週火、木曜日にふれあいセンターが無料開放されている。福祉政策では行政においてもそうであるように、高齢化にはスポットが当たっているが、少子化には残念ながらスポットが当たっていない。少子化に対応しなければ、社会システム（厚生年金制度、医療制度等）の崩壊に繋がることは明白であることに鑑み、自治会として今できる施策として「学齢期以下の乳幼児とその親」を対象に、週1日ふれあいセンターの無料開放をし、母子が交流することにより育児、小児医療等の情報交換等をする中で健全な子育てが支援できるような体制作りをします。

③ 車椅子の配置

病院への通院等高齢者の外出の際、車椅子の必要性の声がそこここで聞こえるようになってきた。現在では、自費購入するか、必要な都度、社会福祉協議会の貸出制度を利用されているようであるが、その都度一定の手続きと社会福祉協議会の事務所まで借りに行かなければならない。今後その使用頻度が多くなることを想定し、自治会の備品として車椅子を常備します。

④ 近隣케어・グループ

自治会認可団体として明確な位置付けをし、実態に即し適時助言助成します。

2. 環境政策について

① 「犬の糞」に代表される環境対策については、会員のモラル向上を図るため定期的に回覧、広報を通じ徹底を図ります。

② つつじが丘地域内にとどまらず、周辺環境（自然破壊、不法投棄等）に関しても常に注意を払い行政とも連携し環境整備に努めます。

③ 団地内清掃、市民清掃、空地草刈を継続的に実施し、住環境保全を図ります。

④ 公園パブリックスペースへのゴミステーション設置の可能性について検討します。

3. 防災政策について

① 違法駐車 の 排除

自治会には「取り締まり」と言う強権が法律上行使できないため、「違法駐車」の法的な意味、「緊急時の危険性」等をシリーズとして配布、回覧し会員モラルの啓発を図ります。

② 防犯灯 の 維持管理

維持管理費用の膨張から、自治会会計を圧迫している現状をそのまま放置し新設を続ければ経費負担が増加するため、適切な設置基準の見直しをします。

③ 防護団組織 の 見直し

予測される地震災害等に対応できる組織として、防護団組織の見直しをします。

④ 交通安全対策

迷惑駐車、違法駐車対策を交通安全対策として、①の施策を実施すると共に、周辺道路の整備に万全の注意を払い適宜行政と連携し解決を図ります。

4. 文化・体育政策について

諮問委員会の答申に沿って下記事項の実現を図ります。

① 市民運動会

現行プログラムによる実施内容を廃し、まちづくり協議会の中で各参加団体と協議し、会員の自由参加を原則する役員負担が軽減される形式での実施を図ります。

② 盆踊り

30年あまりが経過し、わが町つつじが丘も単立った子供たちの「故郷」としての意味を持つようになった。故郷作りの行事であった「盆踊り」が、まさに故郷の行事として定着したのであります。このことを踏まえ、実施時期、実施内容の再検討を行います。

③ 市民展

初期の目的であった各種団体の育成は達成され、各種団体が独自の活動をし、独自の展示会をするまでに成長したことを一定評価し廃止します。ただし、今後については、各同好会等が主催し一般会員の参加を募って行事を開催する場合は、会場の提供、広報の協力等の形で積極的に助言助成を行ってゆきます。

5. 事務局の強化と効率化

諮問委員会答申により、専門委員会が廃止され、少人数での組織運営となり事務局機能の強化と効率化が今年度の主要な目標となる。このことを踏まえ、下記の施策を実施します。

① 事務の効率化と書類の電子化

事務の効率化のため、PCを1台購入しIT時代に対応した体制作りを目指すと共に、膨大な書類の電子化と書類の規格化と情報の共有化を推進します。将来

的には、インターネットと接続し、自治会のホームページの作成による広報の効率化、会員情報の収集等を模索します。

② 事務局機能の強化

専門委員会の廃止によって、環境、防災、文体については事務局の専門部によって施策の企画・立案が行われ、事務局員全員が一体となって各行事に取り組むこととなります。自治会副会長である事務局長を中心として自治会シンクタンクの役割を担えるよう新体制を機能させます。

6. 会計について

① 自治会基金の分割預託

今年4月1日に実施されるペイオフに対する危険回避策として、現在2,400万円ある自治会基金を1,000万円を目途に1口座とし、2ないしは3口座に分割し預託する。さらに法律的には総有（分割できない。）とされる自治会基金の将来的な処分についても検討し、来期総会に提案します。（この部分は、2種会員もふくみます。）

② 災害準備金の処分

諮問委員会答申書で指摘された「災害準備金」の必要性の検討と元本処分について検討し来期総会に提案します。なお、災害準備金を含めた各種積立金の合計金額が1,000万円を越え、1銀行に集中しているため、当該災害準備金を別の銀行に預託しペイオフの危険回避をいたします。

③ ふれあいセンター維持管理費の検討

建設以来10年余が経過し、一部施設、備品等が老朽化し、更新、補修等が必要となりそのための経費負担が増加すると共に、利用頻度も多くなったため光熱費の負担も年々増加傾向にあります。今年度は、時間当りの経費計算を通し使用料の見直し、無料開放に対する費用効果と公平性を検討し、必要に応じ使用料改訂等の施策を実施します。

④ 各種団体助成金の適正評価

現在支給されている各種団体に対する助成金は、発足当初から漫然と支給されており適正な評価がされてこなかった。そのため、少子高齢化等環境変化に対応するため活動実態に応じた助成金の再評価を実施し、有効な助成金の支給を図ります。

7. その他

① 坂祝バイパスの建設

ハローフーズ西側で現在行われている工事は「国道21号坂祝バイパス」の工事です。完成予定は、平成19年と予定されております。当該工事に関連し、大安寺の南にある新池の北側に鶴沼北インターチェンジと結ぶアクセス道路の建設が予定されております。この工事は、30年以上前から計画されていたものです。

がつい最近その計画が具体化してきたものです。今後、この計画に対する会員各位の声が反映できるよう積極的に情報公開をすることとします。

② 八木山散策道の整備計画

市の総合計画の一環である「水と緑の回廊計画」に関連し、八木山の登山道の整備計画が実施されようとしております。平成12年度の市長と語る会に、松が丘自治会から当該計画案が提案され行政側も積極的な姿勢を見せているため、現在まちづくり協議会の諮問機関を設置し、その対応策を検討しております。行政側にも地元要望が出るまで計画を実施しないよう申し入れ、諮問事項の答申がまとまり次第、会員各位の意見を聴取し、行政側に要望を提案することになっております。基本的なスタンスとしては「現状を受け入れ、小規模な散策道整備と案内標識の整備をするに留め、皆に親しまれる里山作り」を標榜した企画案が主流になっております。

平成14年度会計予算(案)

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	2,045,230	
自治会費	6,312,000	500円 × 全戸 × 12ヶ月
自治会入会金	19,000	1,000円 × 入居戸数(19戸)
自治会基金利息	19,200	
自治委員報奨金	662,880	均等割25,000円 × 8 = 200,000円 世帯割440円 × 全戸
広報誌配布手数料	1,052,000	1,000円 × 全戸
分別収集報奨金	315,600	300円 × 全戸
美しいまちづくり推進事業報奨金	189,360	180円 × 全戸
公園清掃報奨金	272,250	
自治会振興交付金	926,000	均等割50,000円 × 8 = 400,000円 世帯割500円 × 全戸
ふれあいセンター使用	540,000	
雑 収 入	16,480	預金利息他
合 計	12,370,000	

平成14年度会計予算(案)

科 目	金 額	摘 要
自治会総会費	50,000	
街路灯電気費	1,800,000	電 気 費 900,000 修 理 費 900,000
事務局関係費	810,000	事 務 費 610,000 会 議 費 160,000 機 関 誌 発 行 費 40,000
集会所運営費	600,000	コピー機、印刷機リース代、光熱費等
各自治会運営費	2,104,000	2,000円×全戸数 (1052戸)
環境対策費	220,000	清 掃 対 策 費 150,000 環 境 美 化 対 策 費 70,000
防災対策費	360,000	防 災 行 事 費 10,000 地 域 防 災 費 150,000 西町消防団賛助金 200,000
文化体育費	550,000	盆踊り関係費等
福祉委員会活動費	150,000	
事務局	150,000	自治会活動保険料
各種団体助成金	809,000	まちづくり協議会 300,000 子 供 会 249,000 寿 会 100,000 女 性 会 80,000 近隣ケア・グループ 80,000
地域交際費	350,000	弔慰金、研修費等
ふれあいセンター運営費	1,450,000	維 持 管 理 費 1,400,000 備 品 購 入 費 50,000
集会所修理準備金	300,000	
ふれあいセンター修繕準備	300,000	
福祉関係基金	250,000	
予 備 費	2,117,000	
合 計	12,370,000	